

# 教育委員会会議録

( 臨時会 )

令和6年3月14日 開催

さいたま市教育委員会

- |   |          |   |   |  |
|---|----------|---|---|--|
| 1 | 期        | 日 | 令和6年3月14日(木)  |  |
| 2 | 場        | 所 | 教育委員会室  |  |
| 3 | 開        | 会 | 午後4時30分   |  |
| 4 | 出席委員     |   | 教育長<br>教育長職務代理者<br>委員<br>委員   | 竹居秀子<br>大谷幸男<br>石田有世<br>小山和也                         |
| 5 | 欠席委員     |   | 委員  | 伊藤華英   |
| 6 | 議場に出席した者 |   | 副教育長<br>管理部長<br>学校教育部長<br>生涯学習部長<br>学校教育部参事兼教職員人事課長<br>学校教育部参事兼高校教育課長<br>教育総務課長 | 栗原章浩<br>高木泰博<br>野津吉宏<br>辻美由紀<br>高山裕子<br>神田剛広<br>小出博康 |
| 7 | 会議録署名委員  |   | 大谷幸男  |  |

## 8 議事等の概要

- 竹居教育長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            おりません。
- 竹居教育長                    本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。  
本日の会議に、議案第19号「さいたま市教職員の人事について」、議案第20号「さいたま市高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を追加提出いたします。本日の議案について、議案第17号、第18号、第19号は人事に関する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員                         <異議なし>
- 竹居教育長                    それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は議案第17号、第18号、第19号は非公開となります。会議の順番ですが、議案第20号、19号、17号、第18号の順に審議することといたします。
- 議案第20号    さいたま市高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 竹居教育長                    それでは、議案第20号について事務局から説明をお願いします。
- 高校教育課長                 それでは、議案第20号「さいたま市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」を御説明させていただきます。  
この議案は、さいたま市立高等学校に副校長を配置できるよう、さいたま市立高等学校管理規則の所要の改正を行うものです。  
まず、改正の経緯を御説明させていただきます。本市の高等学校は、「特色ある学校づくり事業」の加速化、それに伴う教職員の組織体制の強化、昨年度各校で制定したスクール・ミッション、スクール・ポリシーの具現化、新たな県公立高校入学者選抜と新教育課程実施後初めてとなる大学入学者選抜改革への対応など、今まさに大きな転換期となっています。そのような中、高等学校に副校長を配置することで、副校長が校長から任された校務について、自らの権限で処理して、校長と協力して学校運営を行うことが狙いでございます。

議案書 2 ページ目、新旧対照表中の左側改正後を御覧ください。

副校長を配置できることとする規定を新設するため、第 6 条の 2 を追記し、第 2 項では、副校長を置くときは教頭を置かないことができること、続いて第 3 項では、副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる旨を追加しました。また、それに伴い、主幹教諭の条文も一部追加となっています。

なお、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日となります。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 副校長を配置することでの、教頭の取扱いについて御説明いただけますでしょうか。

高校教育課長 教頭の取扱いについては変わりなく、基本的に教頭籍は 2 つございますので、ここに副校長を置くことができるようになりますので、副校長と教頭を同時に配置する場合もあり得るものでございます。

竹居教育長 現時点では、高等学校は教頭 2 名の配置となっておりますが、どちらかを副校長にする、もしくは状況に応じて副校長を置く、そのための環境整備をしておくということとなります。

大谷委員 わかりました。ぜひ、カバナンスの徹底のため、しっかりと機能するための配置をお願いしたいと思います。

高校教育課長 校長の指示のもとで、学校経営に邁進していただけるようにしっかりと指導してまいりたいと思います。

小山委員 管理職としての処遇は、校長、副校長、教頭と職務に応じたものとしてしっかりと整理されているものでしょうか。

高校教育課長 役割分担を整理しまして、校長と 2 名いる教頭に一部決裁権を与えまして副校長としてより多くの裁量をもち職務にあたるということとなります。そのため、副校長は教頭職と比較し別途加算がございません。

竹居教育長 他にありますか。

それでは、議案第20号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案20号は原案のとおり可決されました。  
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第19号 さいたま市教職員の人事について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第17号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第18号 さいたま市教職員（管理職）の人事について  
<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後5時22分